

太陽光発電設備への対応〈地方公共団体〉

昨今の太陽光発電施設の建設を受けて、条例制定やガイドラインの運用など、各地方公共団体で対応の動きが高まっている。

都道府県・区市町村	条例・規則等	太陽光発電に係る内容
広島県	ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模行為届出対象地域及び景観形成地域では、高さ13m又は建築面積1,000 m²を超えるものを設置する場合、届出を行い、景観形成に配慮されているか審査される。 ・大規模行為景観形成基準には、太陽光発電に特化したものはない。
北海道函館市	函館市景観計画	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成街路沿道区域においては、地上設置型の太陽光発電設備を設置する場合は、<u>公共的な場所から直接見えないよう配慮</u>する必要がある。
石川県金沢市	金沢市景観計画	<ul style="list-style-type: none"> ・モジュール面積の合計が50 m²を超える太陽光発電設備の新設等を行う場合、<u>届出が必要</u>であり、景観形成方針、基準に適合しなければならない。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望みできる場所には設置しないこと、パネルは反射が少なく模様が目立たないものを採用すること、などが定められている。
京都府京都市	太陽光パネルの景観に関する運用基準	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>太陽光パネルの色を黒、濃い灰色、濃い紺色の3色に統一</u>するとともに、公共用空地等から見える場合、規制エリアの種別により、設置不可や瓦の幅に合わせたパネルとするなどの基準が定められている。
大分県杵築市	杵築市再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・5,000 m²以上の土地を使用した再生可能エネルギー発電設備設置事業を行う場合、<u>市との協議、地元(周辺)住民への説明会の開催が必要</u>となる。

太陽光発電設備への対応〈地方公共団体〉

都道府県・区市町村	条例・規則等	太陽光発電に係る内容
北海道	北海道景観計画、景観条例、北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽電池発電設備の高さ5m又は築造面積2,000㎡を越える場合（広域景観形成推進地域では高さ5m又は築造面積1,000㎡を越える場合）、届出を行い、景観形成に配慮されているか審査される。 ・太陽電池発電設備を特定した景観育成基準はないものの、<u>工作物に関する景観形成基準を踏まえ、太陽光発電設備等の特徴を捉えた解説や配慮事項を示したガイドラインを作成している。</u>
石川県	石川県景観計画、いしかわ景観総合条例	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備等（建築設備を除く）の高さが13mを越える場合（春欄の里景観形成重点地区では高さが1.5mを越える場合、奥のと里海 日置景観形成重点地区では高さ5m又は築造面積の合計が50㎡を越える場合）、事業者は景観形成基準に適合させて届出を行う。 ・春欄の里景観形成重点地区では、太陽光発電設備等を屋根に設置する場合は、<u>パネルの色彩は周辺の屋根材と調和させ、低彩度・低明度のものとし、地上に設置する場合は主要な視点場や公共空間から目立たない位置に設けたり、施工方法を工夫し目立たないデザインにしたり、反射が少ない模様が目立たないものにする</u>など周辺景観との調和に配慮する。 ・奥のと里海日置景観形成重点地区では、屋根に設置する場合は、<u>屋根から突出させず、パネルの色は黒色を原則とし、地上に設置する場合は、岬自然歩道や幹線道路から見えないようにし、やむを得ない場合は植栽に努めること</u>としている。
島根県	ふるさと島根の景観づくり条例（法に基づかない自主条例）、風力・太陽光発電施設に係る届出事務取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電施設の設置面積の合計が1,000㎡を超える場合、事業者は<u>事前相談の上で景観調査を実施し、事前協議を経た上で届出</u>を行い、景観形成に配慮されているか審査される。 ・景観調査は、①建設予定地の調査②可視領域図の作成③景観調査地点の選定方法④景観調査地点からの眺望⑤完成予想図の作成としている。 ・<u>景観調査及び事前協議は、事務取扱において規定</u>している。 ・太陽光発電施設を特定した景観育成基準はない。

太陽光発電設備への対応〈地方公共団体〉

都道府県・区市町村	条例・規則等	太陽光発電に係る内容
長野県駒ヶ根市	駒ヶ根市景観計画、景観条例	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画区域全域において、<u>地上設置型太陽光発電施設の高さ10mを越える場合(景観育成重点地区は8mを越える場合)、又は設置面積の合計が500㎡を超える場合(景観育成重点地区の場合も同様)</u>、届出を行い、景観形成に配慮されているか審査される。 ・設置する場合は、<u>届出の前に地元住民への説明会の開催</u>、景観育成住民協定が締結されている地域では<u>地元住民協定協議会と事前協議を実施</u>し、届出の際に記録の提出を運用上求めている。 ・地上設置型太陽光発電施設を特定した景観育成基準はない。
長野県茅野市	茅野市景観計画、景観条例	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画区域全域において、<u>再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電設備については、出力10kw以上のものとし、一般住宅等で自家消費を目的としたものは対象外)全て</u>について、事業者は景観形成基準に適合させて届出を行う。 ・建築物に設置する場合は、<u>色彩を建築物に合わせて調和</u>、地上に設置する場合は、<u>再生可能エネルギー発電設備は景観に配慮した目立たない色彩に、太陽光発電設備は太陽光発電モジュールとフレームの色彩はできるだけ同色にする</u>。
長野県南箕輪村	南箕輪村景観計画、景観条例	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画区域全域において、太陽光発電設備等(一定の土地にまとまって自立して設置、建築物の屋根、屋上等に設置するもので太陽光発電設備も含む)の<u>パネル面積が100㎡を超える場合</u>、事業者は景観形成基準に適合させて届出を行う。 ・屋根・屋上に設置する場合は、<u>パネルの色彩を黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものを原則とする</u>。 ・地上に設置する場合は、<u>道路から望見できる場所に設置しないように努め、やむを得ない場合は植栽や格子・ルーバー等の工夫をする</u>。また、<u>パネルは反射が少なく模様が目立たないもの、パネル・枠の色は、黒、濃い灰色、濃紺色とするように務める</u>。

太陽光発電設備への対応例〈地方〉

- ・岩手県遠野市は市内全域で1万㎡以上の太陽光発電所を許可しないことを条例に位置づけ。（令和2年6月1日施行）

1 条例の改正概要

概要

1 条例改正の主な内容

- 太陽光発電事業の規制を強化
再生可能エネルギーのうち、景観、防災上の影響が大きく、法的規制の少ない太陽光発電事業を制限
- 許可制の導入
事業区域が3,000㎡を超える再生可能エネルギー事業を実施しようとする場合において、「届出制」から「許可制」に変更
- 抑制区域を規定
市内全域を太陽光発電事業を抑制する「抑制区域」として規定
- 許可対象の面積上限を設定
事業区域が10,000㎡以上の太陽光発電事業は不許可とし、事業区域が10,000㎡に満たない太陽光発電事業の場合でも、条例の目的に照らし、許可の可否を判断することを規定
- 事業区域の適正管理を規定
資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドラインを踏まえ、自然環境の保全、景観の損失対策、災害の発生防止、事業終了後の撤去等を規定

2 全国的な状況について

本市の調査では、「許可制」による条例を制定している自治体は、全国でも10自治体程度（滋賀県大津市、大阪府箕面市、群馬県富岡市等）である。

県内自治体で許可制の条例を制定したのは初めてであり、独自調査によれば、10,000㎡以上の太陽光発電事業を規制対象とする事例は、確認できていない。

3 施行日 令和2年6月1日

※ 一定の周知期間を設けて施行

4 経過措置（適用除外）

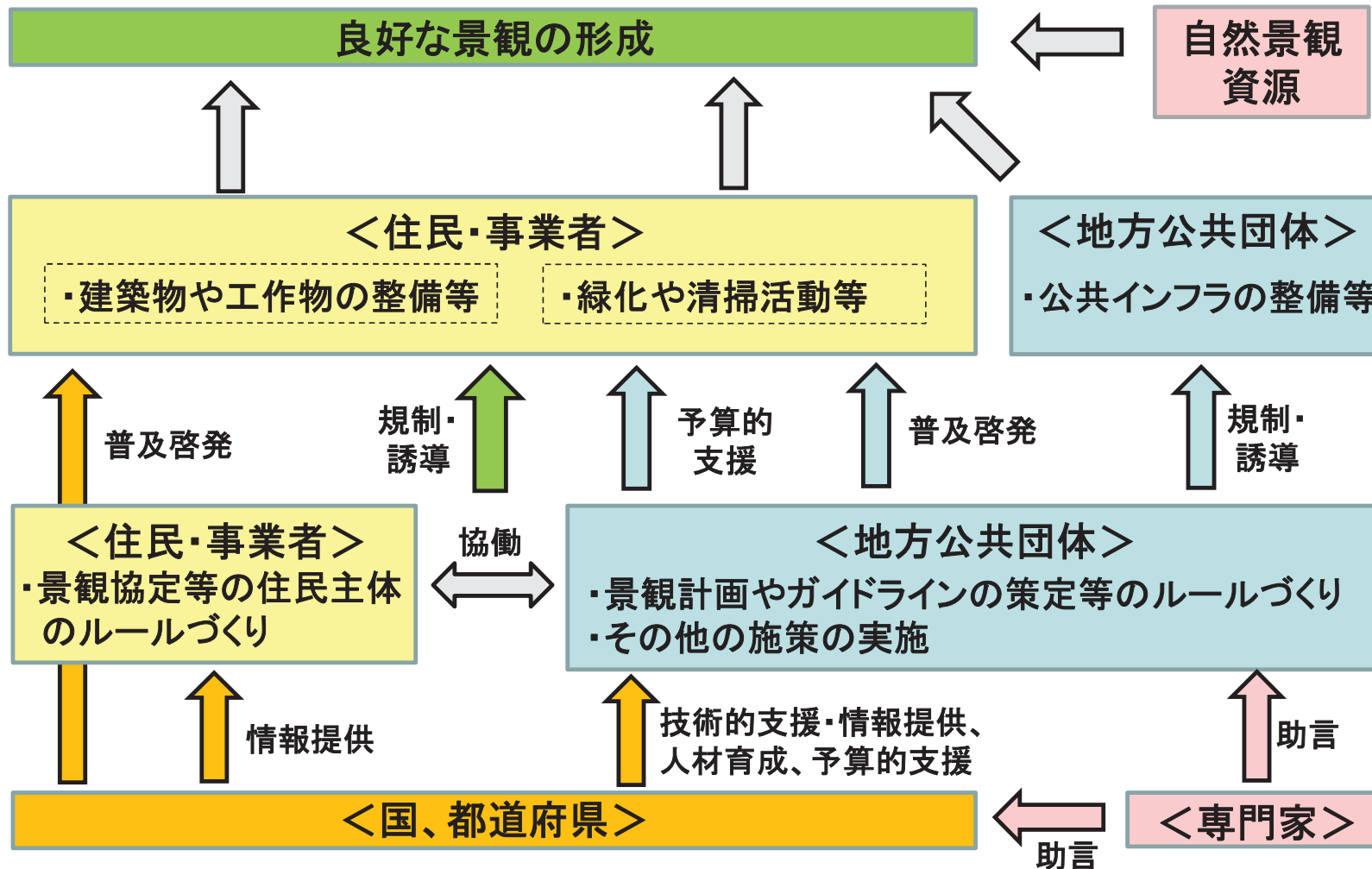
施行日前日までに、改正前の条例第8条第3項に基づいた事前協議を提出している事業については改正前の条例を適用する。

3. 景観まちづくりの推進に向けて

(1) 景観まちづくり、景観計画の必要性

景観まちづくりとは

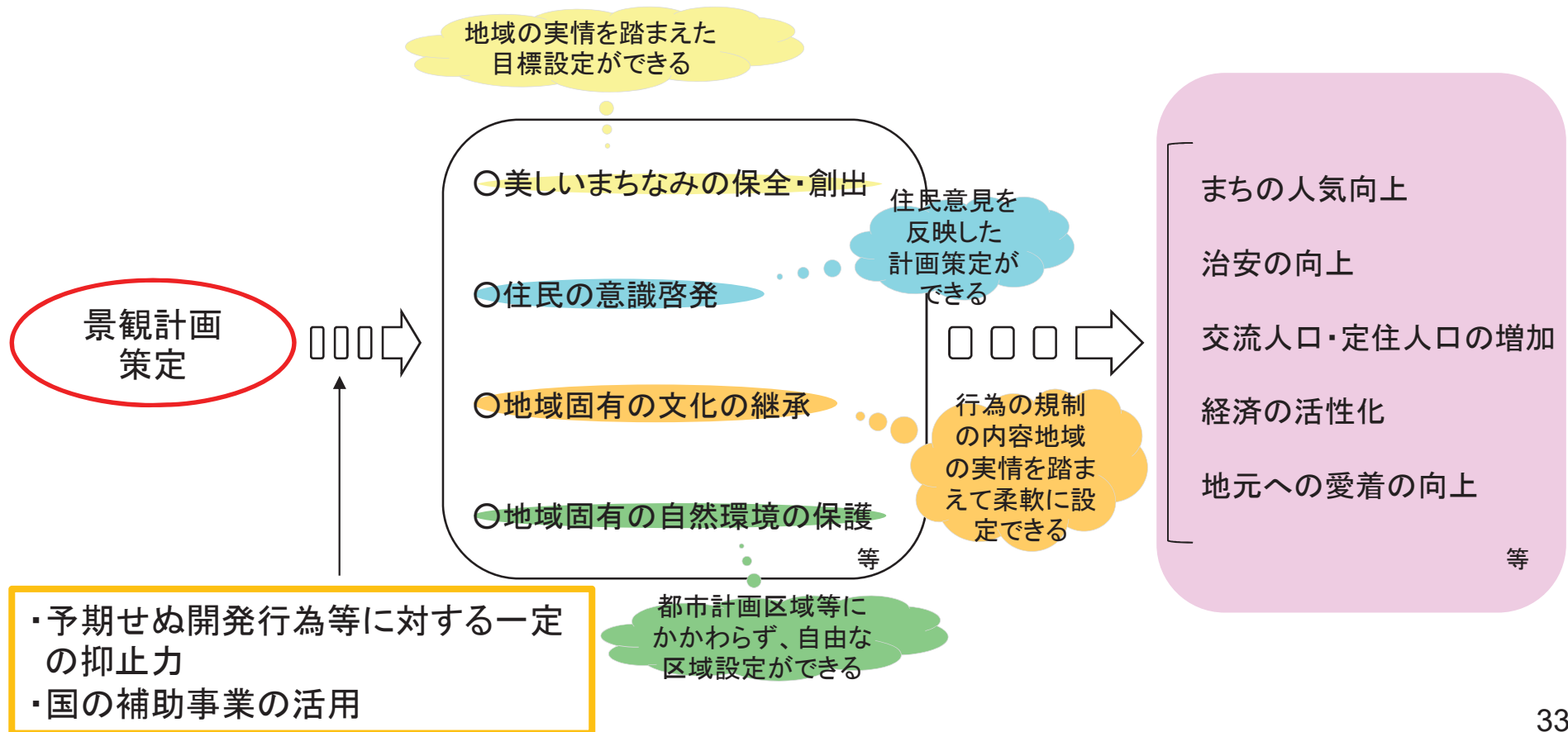
- 景観まちづくりは景観法の運用だけではなく、景観を良くするための取組みすべてを含む概念
- 住民・事業者、地方公共団体、専門家、国がそれぞれの役割を担うことで、良好な景観形成に繋がる



景観計画策定のメリット

景観計画を策定することで、活用可能な国の補助事業が増えるだけでなく、予期せぬ開発行為等に対する一定の抑止力としての働きが期待できる。

また、計画的な地域の景観形成は、美しいまちなみの保全・創出、地域固有の文化の継承等に繋がり、結果的にまちの人気や治安の向上による外部からの人口流入や、地元への愛着の向上による若年層の人口流出抑止等にも効果的である。



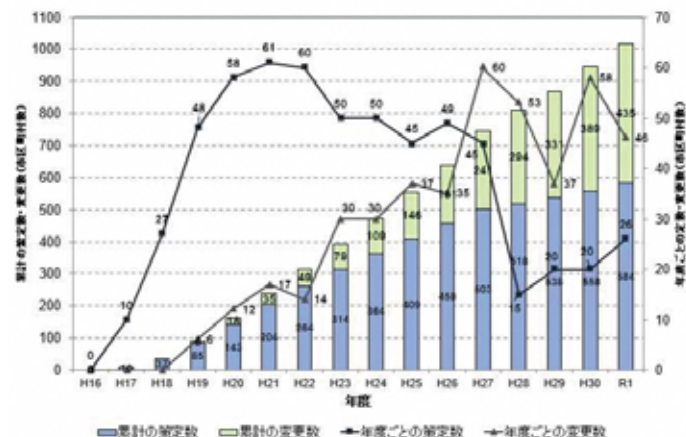
有識者ヒアリング(令和2年7・8月実施)について

○ 景観法制定から15年以上が経過し、人口減少等の社会情勢の変化、新型コロナ危機を踏まえて今後の景観政策はどのようにあるかについて検討するため、都市計画や都市デザイン、観光、土木のほか、行政学、環境色彩など、様々な分野の有識者にヒアリングを令和2年7月～8月で実施。ヒアリング結果を踏まえた景観まちづくりの方向性について論点整理を行った。

<ヒアリング概要>

- ・ 景観法制定から約15年余。多くの自治体で景観計画が策定されており景観行政が全国的に広がりをもてつつある一方、地域の個性を十分に反映できていない自治体も見受けられる。
- ・ また、法制定当時からの人口減少等社会情勢の変化への対応や新型コロナ危機を踏まえた「新しい生活様式」が実現される地方創生の推進に向けた取組みが必要となる。
- ・ 今後10年を見据えた景観行政の在り方について、3つの論点に基づきオンラインヒアリングを実施。

- ① 景観計画の見直しの方向性
 - ・量から質を高めていく段階へ、「より良い」景観行政
- ② 景観行政の技術力向上について
 - ・地域が目指すべき景観像、景観形成基準のあり方、先端技術の活用
- ③ 制度面の見直しについて
 - ・景観法、歴まち法、屋外広告物制度の見直し



【参考】景観計画策定・変更市区町村数の推移 (R2.7 ヒアリング用調査)

<ご意見をお伺いした方々 ※50音順、敬称略>

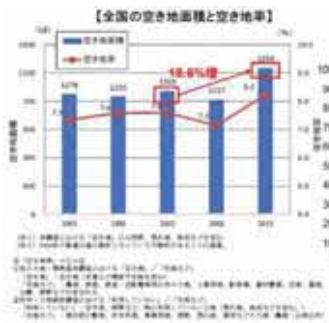
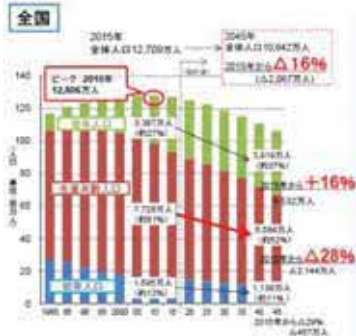
秋田 典子 (千葉大学教授) 【造園・都市計画】
 川原 晋 (東京都立大学教授) 【観光】
 小浦 久子 (神戸芸術工科大学教授) 【景観・都市計画】
 高尾 忠志 (九州大学特任准教授) 【景観・都市デザイン】
 中井 検裕 (東京工業大学教授) 【都市計画・都市デザイン】
 西村 幸夫 (國學院大學教授) 【都市計画・都市デザイン】

浅野 聡 (三重大大学教授) 【都市計画】
 北村 喜宣 (上智大学教授) 【行政法】
 志村 秀明 (芝浦工業大学教授) 【建築】
 田邊 学 (武蔵野美術大学非常勤講師) 【環境色彩】
 中井 祐 (東京大学教授) 【土木】
 三宅 諭 (岩手大学准教授) 【都市・地域デザイン】

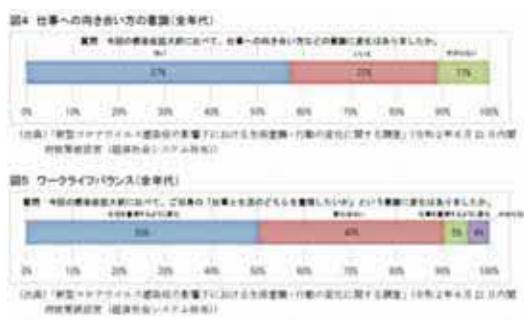
有識者ヒアリング結果概要

■ 最近の社会情勢

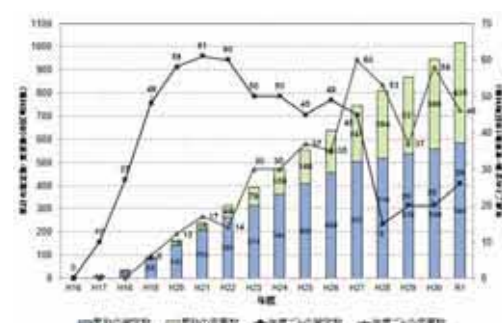
人口減少社会・都市のスポンジ化



新型コロナ危機を契機とした意識の変化



景観計画策定・改定の推移



- 地域の拠点における公共施設・公共空間が景観に果たす役割が増大
- 空き地、空き家が景観支障となる事例が増加
- テレワークの進展、ライフスタイル意識変化による良好な生活環境への関心の高まり
- 増加傾向にある景観計画見直しに対する建築技術等の活用



■ 「質の高い」景観まちづくりの方向性

社会情勢の変化を踏まえ、景観価値を再構築し、技術力を向上することにより、地域の個性を磨き上げた「質の高い」景観まちづくりを実現

① 質の高い空間形成による積極的景観価値の創出

- 地域の拠り所や顔となる場所を重点地区とし、その区域に特化したきめ細やかかつ集中的な景観施策の推進が必要。
- 質の高い公共施設の整備が景観上一層重要になってくる。
- 空き地等が景観支障となることが多くなっており、当該敷地の利活用や適正な管理が必要である。
- 景観協議の充実により、事業者と自治体、専門家の協働による景観価値の向上が必要。

② 地域の景観資源を活かした持続的景観の保全

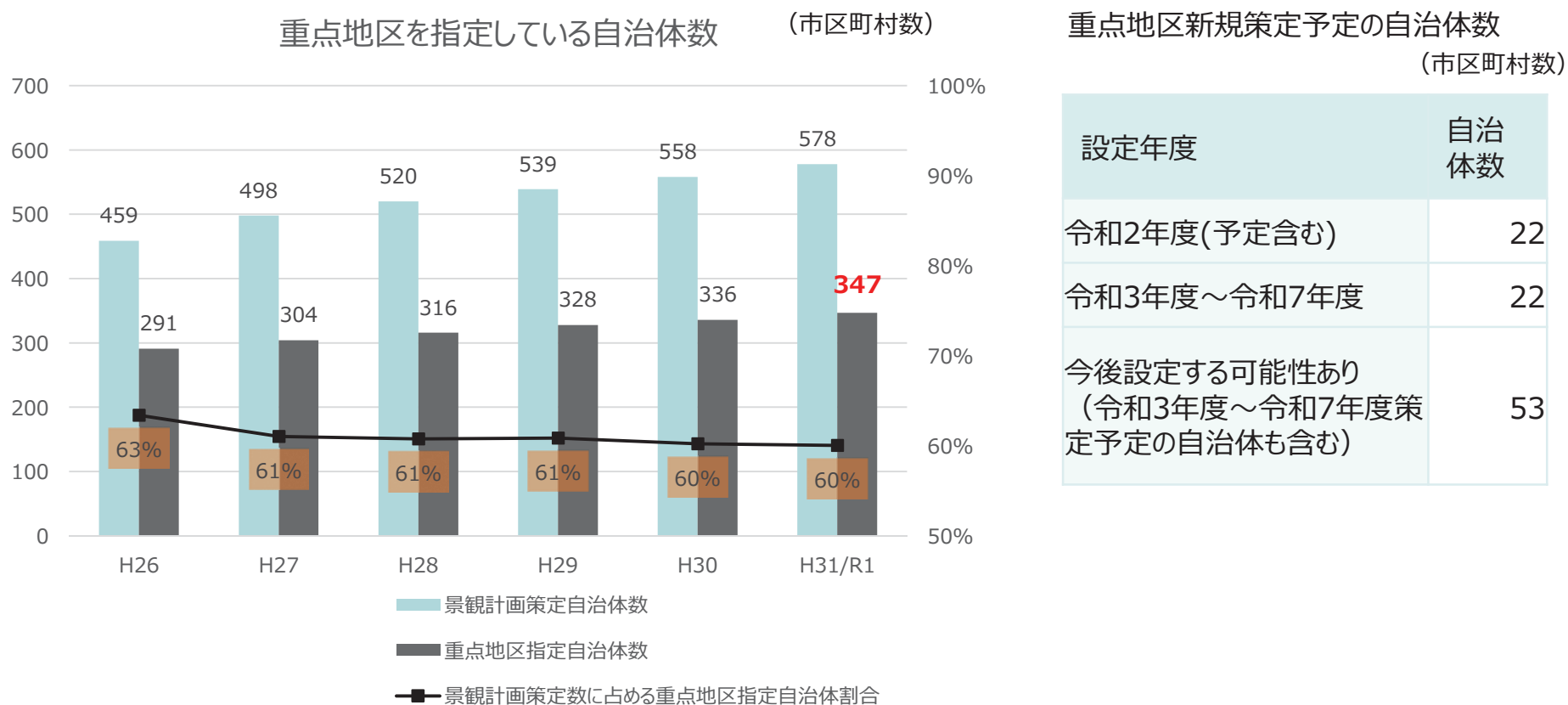
- 既成市街地や歴史的な地区に加え、農山漁村等の風景や身近な生活景についても、景観保全の取組を促す方策の検討が必要。
- 遠くからも望見される工作物（太陽光発電施設や電波塔など）や広域的な自然環境など広域的な景観を保全する取組の推進が必要。
- 人口規模が小さい自治体も景観計画の運用が容易な制度・運用のあり方の検討が必要。
- 持続可能なまちづくりの観点から、防災対策と景観保全の両輪で取組むことが必要。

③ 景観まちづくりの技術力向上

- 3D都市モデル等の新技術を活用し、まちの将来像を可視化し共有したり、景観協議における街並み形成のイメージ共有が重要。
- 景観整備機構はじめ景観の知見を有する主体の活用の促進や景観の担い手の育成が必要。
- 人材が不足する地方都市に対し、オンライン等を活用した効果的な普及啓発による職員の技能スキルの上昇が必要。
- 自治体の規模や地域の景観特性に応じたデザイン行政の枠組み・景観計画の作成の促進が必要

重点地区の指定状況(指定自治体数)

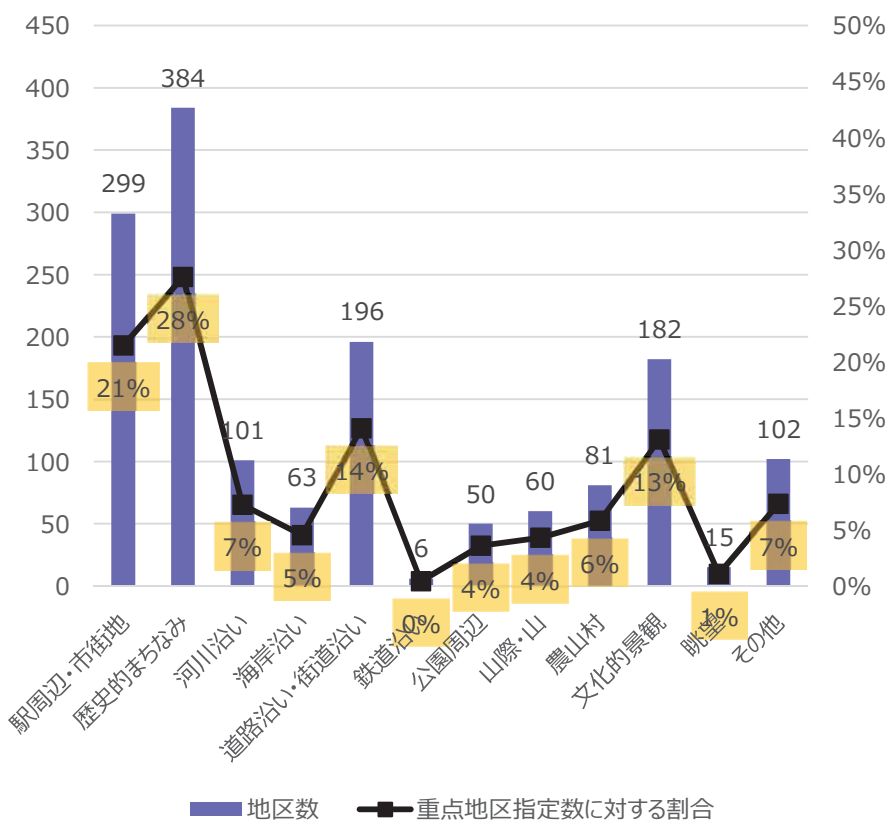
- 景観計画策定自治体のうち、重点地区指定自治体の割合は、平成26年から平成27年にかけてやや減少しており、平成27年以降は約6割となっている。
- また、令和2年度（予定含む）、今後設定する予定を合わせると約80の自治体が今後重点地区を指定する予定となっている。



重点地区の指定状況(重点地区の立地)

- 重点地区の立地は、「歴史的まちなみ」、「駅周辺・市街地」など、地域の顔となる地区への指定が多く、それぞれ全地区数の約3割、2割を占める。
- その他では、「交流・観光拠点系」、「工業系」などが挙げられている。

重点地区の立地 N=1393



※該当するキーワード（立地）が含まれる地区数をカウントしており、地区によっては、複数のキーワードに該当するものがある。
 （駅周辺・市街地／歴史的まちなみ／公園周辺 など）
 ※「河川沿い」、「道路沿い、街道沿い」等は、別のキーワードと合わせて記載されている場合が多い。

(その他に含まれる立地)

- 交流・観光拠点系
 - ・交流拠点、観光拠点、温泉街
 - ・大学、公共施設等の特定施設周辺
- 住居系
 - ・住宅地
- 工業系
 - ・工業地、インターチェンジ周辺
- 田園・自然系
 - ・集落地、崖線周辺
 - ・湖、沼、湿地周辺
 - ・草原、自然景観を有する地区 など

景観重要公共施設(法第47条)について

- 景観重要公共施設とは、道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園等の公共施設であって、良好な景観形成に重要なもの。(法第8条第2項)
- 景観計画には、景観重要公共施設の整備に関する事項等を定めることができる。
- 景観計画に景観重要公共施設を位置付けるとともに、その整備に関する事項や許可等の基準を定める際には、当該公共施設の管理者との協議・同意が必要。

活用の主なメリット

- 景観計画に景観重要公共施設の整備に関する事項が定められた場合は、**当該景観重要公共施設の整備は、当該景観計画に即して行わなければならない。**
- 景観計画に景観重要公共施設に関する**占用の許可等の基準について定めることが可能。**基準が定められた場合、道路法や河川法等の特例として基準に適合しない場合には不許可となる。
- 管理協定に基づき、**景観整備機構に管理を行わせることができる。**(法第93条)

横浜市景観計画における景観重要道路（日本大通り）に関する占用許可基準（抜粋）

占用許可の基準は次のとおりとする。

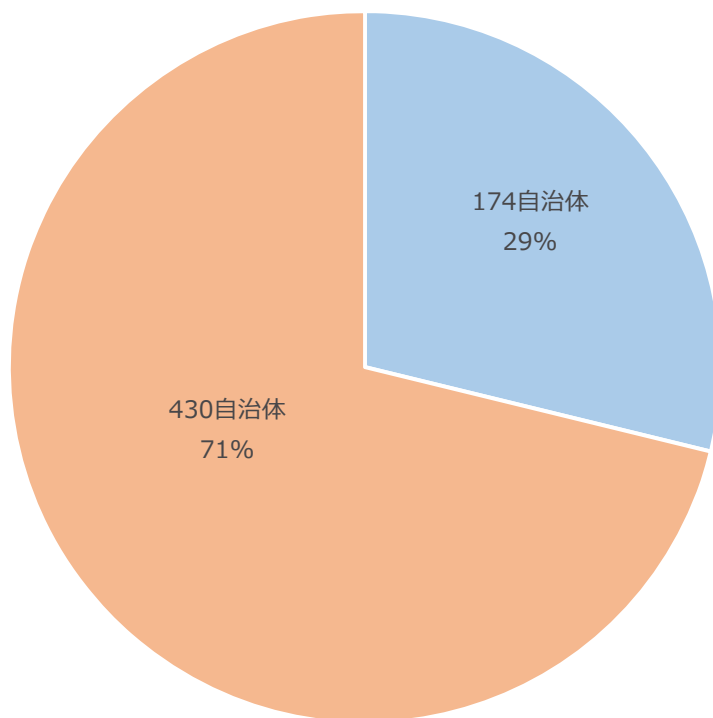
- ア 良好な街並みを維持するために、新たに設ける電柱・電線等、公衆電話所等、広告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、添加看板、添加広告及び上空通路は、設けることはできない。
- イ 新たに設ける街灯等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板又は案内標識等の形状は、歴史的建造物が多く立地し、開港の歴史を伝える格調高い街並みに調和するものとする。
- ウ 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等の形状は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で、歴史的建造物が多く立地し、開港の歴史を伝える格調高い街並みに調和するものとする。
- エ 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板（表示面は除く。）、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、マンセル表色系で色相2.5G、明度4.0、彩度1.0を目安としたものを基調とすること。



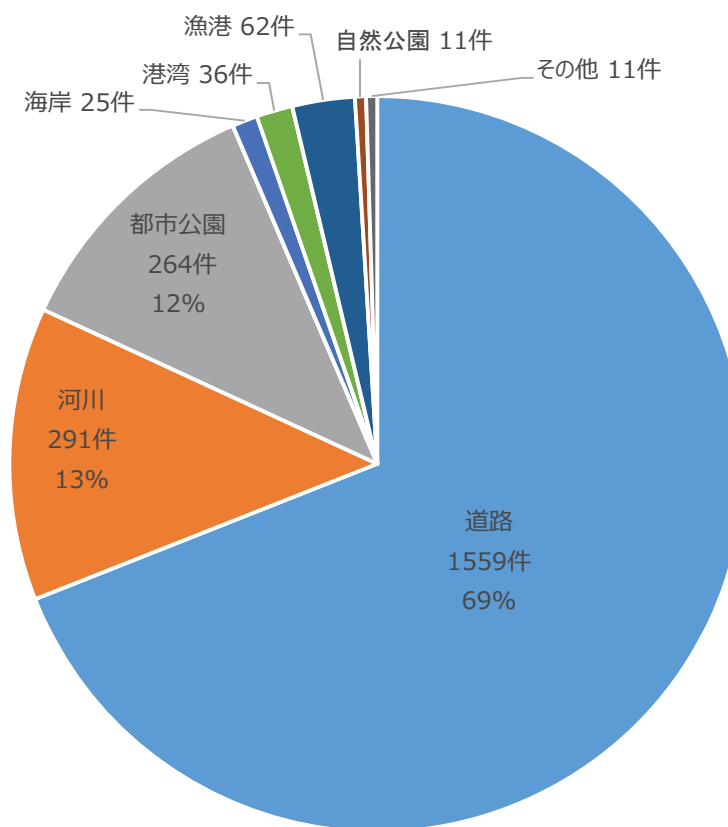
景観重要公共施設の調査結果(R2.12.1時点)

- 景観計画策定市区町村のうち、景観重要公共施設を定めている自治体は174自治体で全体の約29%。
- 全国で2,259件の景観重要公共施設が指定されており、その7割近くが道路となっている。

景観計画を定めている自治体のうち
景観重要公共施設を指定している自治体数



景観重要公共施設の内訳 (全2,259件)



■ 景観重要公共施設を指定している自治体数 ■ 景観重要公共施設を指定していない自治体数

温泉街の資源を活かした官民連携による景観まちづくり（山口県長門市）

- 長門湯本温泉は、山に囲まれた谷あいコンパクトなまちなみが広がり、その中心に音信川とその支流である大寧寺川、三ノ瀬川が地域に潤いを与え、自然に恵まれたのどかな景観を有している。
- 時代の変化とともに失われた温泉街の風情を再生するため、長門湯本温泉観光まちづくり計画を策定し、景観ルール整備、音信川を中心とした社会実験など、多様な取り組みにより住民や事業者の景観に対する意識が向上している。

長門湯本温泉観光まちづくり計画

- 当地区は社会情勢の変化などに既存の温泉街や宿泊施設が対応できず、宿泊者数が下降を続けているため、当地区で最大の魅力となっている音信川を景観まちづくりの大きな要素と捉え、平成28年8月にマスタープランとなる「長門湯本温泉観光まちづくり計画」を策定した。



温泉街の再生に向け、様々な取り組みを開始。

まちの価値を高め、伝えていくためのルールづくり

- 公共空間活用や夜間照明に関する専門家、地域住民の参加するワークショップ、大工・工務店・設計者等が参加するワークショップを開催。
- 建築物に関するルール、夜間景観に関するルール、おもてなしに関するルールの3項目で構成する、「長門湯本温泉景観ガイドライン」が平成30年3月に完成した。
- さらに、地域で目指すまちの姿を実現するため、景観協定の締結に向けて検討を開始した。



地域住民ワークショップ



大工・工務店・設計者等ワークショップ

まち歩きの見どころとなる施設の整備

- 旅館関係者や萩焼作家などの若手が集まり、将来のまちの活性化のために音信川沿いの空き家を借り受け、自分たちで壁や天井の解体や、内装工事を行うなどリノベーションを実施して、まち歩きの見どころとなる萩焼ギャラリーカフェを開業。



まちの景観を向上させるための社会実験を実施

- 地元のまちづくり協議会主催により、整備後に生まれる公共空間の活用や景観を向上させる照明の設置など、温泉街の魅力の向上に寄与する取り組みを実施。



夜間景観の演出



仮設店舗と休憩スペース

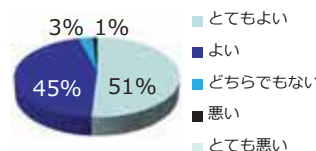


音信川に川床・置き座を設置

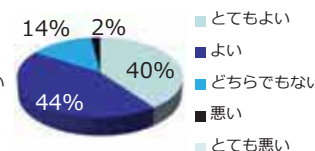
施策の効果

- 社会実験では、川床、夜間照明の評価が高い。
- 地元でも実際に見た人の7割弱の人がまちの印象に変化を感じているなど、地域の景観に対する意識は確実に向上している。

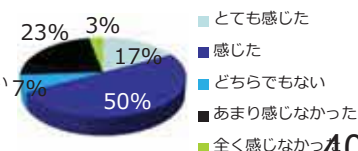
川床の評価



夜間照明の評価



まちの印象の変化



鹿児島市中心市街地における文化的な都市空間の形成（鹿児島県鹿児島市）

○ 鹿児島市の中心市街地は、薩英戦争による砲撃、西南戦争による戦火、第二次世界大戦の鹿児島大空襲と三度も壊滅的な被害を受けたため、城下町としての面影はほとんど残っていない。しかし、温暖な気候と雄大な桜島と波静かな錦江湾に代表される自然景観は今も変わらず、これらと共生する良好な都市景観の形成の取組みが進められ、観光客が増加している。

路面電車の軌道緑化等による都市景観の整備

➢ 路面電車の軌道敷に芝生などの緑化するとともに、架空線を集約することにより、うるおいと安らぎのある都市空間を創出。

【軌道敷の緑化】

道路併用軌道区間（約8.9km）において、潤い創出や、ヒートアイランド現象の緩和、沿線騒音の低減のため、シラスを原材料とした保水性の高いブロックを置き、夏芝の改良高麗芝により緑化。



【架空線の集約】

供用区間全線（約8.8km）において、蜘蛛の巣のように軌道を覆う架空線を中央柱に集約し、安全で快適な都市空間を整備。



賑わいを生み出す都市空間の整備

➢ 市役所前において、大勢の市民が集まり、滞留し、憩え、様々なイベントが実施可能な都市広場を整備。
➢ 年間を通し、様々な歓迎式典や祭りのイベント会場等に活用されている。



<整備概要>

自然石張舗装、電線中化、アルミ鋳物の車止め、港をイメージさせるデザイン街灯を設置。

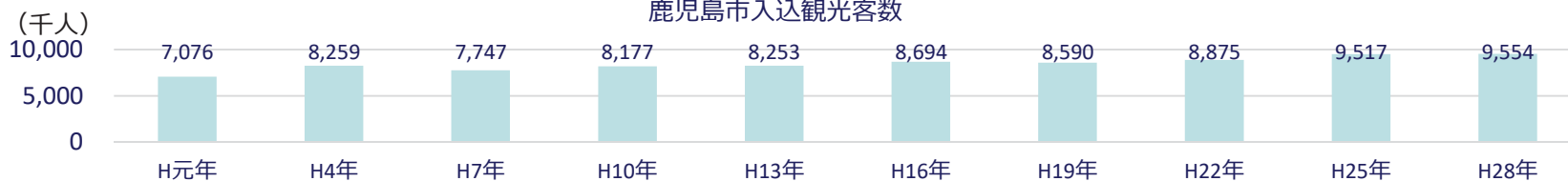
美しく快適な都市空間の形成

➢ まちかどや緑地にミニ噴水やオブジェを設置し、潤いや安らぎを創出。



施策の効果

鹿児島市入込観光客数



景観まちづくりによる効果

(従来型のまちづくりの限界)

- 緩やかな規制や機能優先のインフラ整備により、雑然とした景観や全国どこでも同じような景観が形成される
 - 地元への誇りや愛着が持てず人口流出が加速
 - 地域の観光資源の魅力が損なわれる

(景観まちづくりによる効果)

- 景観まちづくりは、地域の個性や魅力を守り、向上させることで、地方創生や観光活性化につながる施策



効果を知り、積極的な景観まちづくりの推進を！

3. 景観まちづくりの推進に向けて

(2) 景観まちづくりのための国の支援策

政策レビューによって示された課題と対応の方向性

- ・政策レビューとは国土交通省で行っている政策評価の1つ。
- ・重要な政策の施行から一定程度時間が経過した際等に実施するもの。

● 景観・歴史まちづくりを推進するための地方公共団体の課題

アンケート及びヒアリング等から法制度が十分に活用されない理由を分析すると、「認知不足」「知識やノウハウの不足」「職員不足」「地域の協働、理解、関心の不足」「予算不足」といった理由があることがわかった。

① 認知不足

課題：小規模団体を中心に、国の法制度や支援施策等の認知度が低い。

対応：地方開催等による研修の充実、市町村への情報提供における都道府県の役割強化、取組事例や支援制度等に関する情報提供の工夫・充実等を行う。

② 知識やノウハウ不足への対応

課題：職員が**計画策定や届出業務における効果的な指導・協議等の実務面の知識やノウハウ**を身につけることが重要となるが、小規模団体を中心に、全体で約7割の地方公共団体において知識やノウハウが不足している。

対応：届出業務等の実務に役立つ講習会等の開催、技術資料等の整備による情報提供の充実、技術的課題の解決等につながる先進的な取組に対する支援を行う。

③ 職員不足への対応

課題：小規模団体を中心に、全体で約7割の地方公共団体において**専門的な知識を持つ職員の不足が課題**と認識している。

対応：**外部人材や他部局等との連携事例や少人数で取り組むための工夫事例**に関する情報提供、**計画策定時における支援**を行う。

④ 地域の協働、理解、関心の不足への対応

課題：約4割の地方公共団体が地域の担い手不足や地域住民の関心の低さを課題と認識している。

対応：地域住民等の意識の向上や地域活動の活性化等を図る取組に対する支援、取組事例に関する情報提供を行う。

⑤ 予算不足への対応

課題：景観及び歴史まちづくりの推進にあたり、約6割の地方公共団体が**財源の不足**を課題と認識している。

対応：歴史的建造物の継続居住や空き家活用の促進、景観に配慮した公共事業を可能とする**効果的な支援制度の拡充や創設**を行う。

景観まちづくりに関する国土交通省の様々な支援

- 景観法活用のための技術的参考となる資料の作成
 - 景観法アドバイザーブック（H24.3）
 - 景観計画策定の手引き（H31.3）
- 参考となる良好な景観事例の整理
 - 良好な景観まちづくりがもたらす効果に関するパンフレット（H28.3）
 - 世界に誇れる日本の美しい景観・まちづくり事例集（H30.3）
- 社会資本整備総合交付金
 - 街なみ環境整備事業
 - 都市公園事業など
 - まちなかウォークアブル推進事業の創設（都市再生整備計画事業の拡充）
- 景観改善推進事業（令和2年度より創設）



「景観計画策定の手引き、景観計画・まちづくりの取組事例集」について

人口規模が小さい市町村では景観計画の策定が進まない傾向。

⇒景観計画の策定の基本的な進め方や、人口規模が小さい市町村で特に課題となる「財源の確保」「職員不足」「知識や技術の不足」を解決する工夫事例をとりまとめ。

○景観計画策定の手引き

景観計画策定の手引き

<目次>

- はじめに
- 景観計画の検討の枠組み・プロセスと主な留意点
 - 景観計画検討の枠組み
 - 景観計画検討の主な留意点
 - 検討プロセスの組み立て
 - 景観行政団体への移行に関する検討
 - 景観計画の検討
 - 景観条例の検討
 - 景観計画の運用に関する検討
- 景観計画の策定等における工夫例
 - 庁内的な課題への工夫例
 - 対外的な課題への工夫例
- 景観計画の検討例
 - まちの形成過程や日常生活に身近な視点から景観特性を把握する
 - 市民参加を通して景観資源や考え方の共有化を図る
 - 旧市街地で培われた景観を守り育てる
 - 自然眺望を保全する
- 個別の景観課題への対応例
 - 太陽光発電設備等の景観誘導
 - 空き家・空き店舗の景観誘導
 - 耕作放棄地の景観誘導
 - 屋外広告物の景観誘導

平成31年3月

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

○景観計画・まちづくりの取組事例集

別冊

景観計画・まちづくりの取組事例集

<目次>

- 当該事例集について
- 景観計画の策定・運用時の取組事例
 - 景観計画策定時の体制
 - 計画策定の検討体制
 - 計画検討にかかる住民参加等の実施状況
 - 検討体制にかかる関係団体等への周知・意見交換
 - 景観計画策定に当たっての外部委託の有無
 - 委託期間
 - 委託金額
 - 外部委託をしない場合の検討方法
 - 景観計画の策定や運用にかかる工夫点
 - 景観特性の把握
 - 住民による景観まちづくりの推進
 - ③-1 少ない人員での計画策定
 - ③-2 少ない人員での計画運用
 - 関係部局との連携
 - 合併市町村における景観計画の策定
- 景観まちづくりの進捗や効果の測り方
- 個別の景観課題への取組事例
 - 再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電設備等)の設置にかかる景観誘導の有効な方法や工夫点
 - 空家、空き店舗にかかる景観誘導の有効な方法や工夫点
 - 耕作放棄地にかかる景観誘導の有効な方法や工夫点
 - 屋外広告物の設置にかかる景観誘導の有効な方法や工夫点

平成31年3月

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

※平成31年3月29日付けで各地方公共団体へ周知

社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)による支援

景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域等で面積1ha以上の地区について、地方公共団体、景観整備機構及び住民による景観形成の取組を支援。

住宅等の外観の修景



集会所等の生活環境施設の整備



地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



電線の地中化



景観重要建造物等の保全・活用に対する支援

景観重要建造物の修理
(耐震改修含む)費、買取費、移設費

交付率

【直接補助】 1/3

【間接補助】 事業主体の補助に要する費用の1/2又は補助事業費の1/3のいずれか低い額



※一般公開を行うものについては、内装の修理も支援

社会資本整備総合交付金(都市公園事業など)による支援

〈社会資本整備総合交付金〉

・都市公園事業：都市公園の整備に関する事業

事業要件の1つである「国家的事業関連公園」に、景観重要建造物等を活用することが記載

「国家的事業関連公園」とは

- ・我が国固有の優れた歴史的・自然的・文化的資源、又は景観法に基づく景観重要建造物等を活用する観光振興の拠点となる都市公園等

「国家的関連事業※の開催に向けた都市公園の整備等に関する事業」が重点配分の対象となっている。
※景観法に基づく景観重要建造物等を活用する観光振興の拠点となる都市公園等を整備する事業

・吸収源対策公園緑地事業：公園緑地の整備又は公共公益施設の緑化を行う事業

事業要件の1つである都市要件として「景観計画の策定」が記載

都市要件（抜粋）

- ・緑の基本計画、景観計画又は低炭素まちづくり計画が策定済み若しくは策定中の都市

・市民緑地等整備事業：民緑地契約に基づき行う緑地の利用又は管理等のために必要な施設整備を行う事業

事業要件の1つである都市要件として「景観計画の策定」が記載

都市要件（抜粋）

- ・緑の基本計画が策定済み若しくは策定中の都市、又は景観計画が策定済み若しくは策定中の都市

○都市再生整備計画事業等において、車中心から人中心の空間に転換するまちなかの歩ける範囲の区域における、街路・公園・広場等の既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援する事業。

事業主体等	【交付金】市町村、市町村都市再生協議会 国費率：1 / 2	【補助金】都道府県、民間事業者等
--------------	----------------------------------	------------------

施行地区	①都市再生整備計画事業の施行地区、かつ、 ②まちなかウォーカブル区域 (周辺環境整備に係る事業を含む)	※まちなかウォーカブル区域の設定については、令和3年度までの経過措置を想定
-------------	--	---------------------------------------

<div style="background-color: #003366; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">対象事業</div> <div style="background-color: #e6f2ff; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 【基幹事業】 道路、公園、既存建造物活用事業 その他、既存ストックの修復・改変メニューに限定 </div> <div style="background-color: #e6ffe6; padding: 5px;"> 【提案事業】 都市再生整備計画事業と同様 (提案事業枠は2割を上限とする) </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ウォーカブルな空間整備 <ul style="list-style-type: none"> ● 道路、公園、広場等の既存ストックの改修・改変 ● まちなかウォーカブル区域を下支えする周辺環境の整備 例) 街路の広場化、バリアフリー環境の創出、公共空間の芝生化・高質化 等 ○アイルレベルの刷新 <ul style="list-style-type: none"> ● 沿道施設の1階部分をリノベーションし、市民に開かれた民間による公共空間の提供 ● 1階部分の透明化等の修景整備 例) 沿道施設の1階部分の開放、市民に開かれた公共空間の提供 等 ○滞在環境の向上 <ul style="list-style-type: none"> 『滞在環境整備事業』を新たに基幹事業として創設 ● 滞在環境の向上に資する屋根やトランジットモール化に必要な施設等の整備 ● 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査 例) 社会実験の実施、デザイン検討・利活用施設の導入 等 ○景観の向上 <ul style="list-style-type: none"> ● 景観資源の活用 例) 外観修景、照明施設の整備、道路の美化 等
--	--



「景観改善推進事業」について

目的

- 魅力的かつ快適な「集約型都市」を目指す地域等において、景観計画を策定する市区町村に対する総合的な支援を行うとともに景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援を実施。
- これにより、歴史的なまちなみや自然景観など、地域の個性や特性を活かした景観形成を図り、個性的なまちづくりを推進することで、地域住民にとっての快適性や、内外からの観光客の訪問先としての魅力を向上し、地域活性化や観光立国の実現等を図るとともに、コロナ後の「新しい生活様式」における多様な価値観の受け皿となる個性的な都市の形成にも貢献。

支援内容

【対象事業】

- (1) 景観計画策定・改定に要する経費
- (2) 景観計画策定・改定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動に要する経費
- (3) 景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に要する経費

【補助率】

- | | |
|---------------------------|-------|
| 上記(1)、(2) 事業主体がa. に該当する場合 | 1 / 2 |
| 上記(1)、(2) 事業主体がb. に該当する場合 | 1 / 3 |
| 上記(3) 事業主体がa.又はb.に該当する場合 | 1 / 3 |

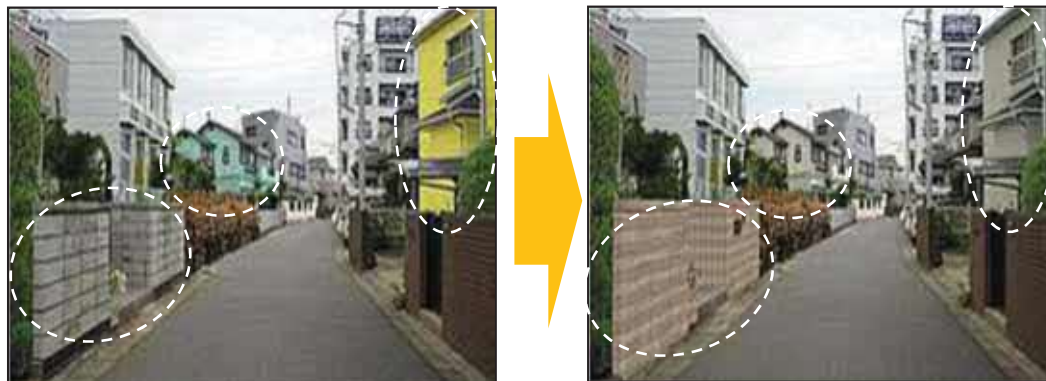
【事業主体】

以下のいずれかの要件を満たす市区町村

- a. 立地適正化計画策定または策定に向けた具体的取組を開始・公表している市区町村
- b. 景観に関連のある計画等を定めている市区町村 (a.を除く)

※景観に関連のある計画等

- ・古都保存法に基づく歴史的風土保存計画
- ・歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画
- ・文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区
- ・観光圏整備法に基づく観光圏整備計画
- ・棚田地域振興法に基づく棚田地域振興活動計画



景観規制により既存不適格となった建築物の外観の塗り替え（イメージ）

景観まちづくり関連税制

○景観まちづくりを推進するため、税制の特例措置を講ずるもの。

相続税

- ・景観重要建造物である家屋及びその敷地について、**3割評価減**



イメージ

所得税・法人税等

- ・景観重要公共施設の整備に関する事業の用に供する土地等を、個人・法人が地方公共団体又は景観整備機構に譲渡する場合、譲渡所得等について**1,500万円控除**



イメージ

4. 今後の展開

デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会

○令和2年10月から3月にかけて、計6回の検討会を実施。その内容を踏まえ、令和3年4月に中間取りまとめを公表

デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会 中間とりまとめ（概要）

新型コロナ危機を契機に生じた変化

- 新型コロナ危機を契機とし、デジタル化の進展も相まって、テレワークの急速な普及、自宅周辺での活動時間の増加等、人々の生活様式は大きく変化（ニューノーマル）。これに伴い、ワークライフバランスの重視など、「働き方」や「暮らし方」に対する意識や価値観が変化・多様化。
- 「働く」「暮らす」場である都市に対するニーズも変化・多様化。職住遊学の融合、自宅以外のワークプレイス、ゆとりある屋外空間の構築などが求められるように。



➡ 二地域居住をはじめ、人々のライフスタイルに応じた多様な働き方・暮らし方の選択肢を提供していくことが必要

目指すべきまちづくりの方向性

市民一人ひとりの多様なニーズに的確に応える
(人間中心・市民目線のまちづくりの深化)

ニーズに対応して機敏かつ柔軟に施策を実施
(機動的なまちづくりの実現)

地域の資源として存在する官民の既存ストック（都市アセット）を最大限に利活用し、市民のニーズに応じていくことが重要

都市アセットを「使う」「活かす」



職住遊学の融合など、官民の都市アセットの一体的利活用による空間づくり



空き家をコワーキングスペースにするなど、都市アセットのリノベーション



街路やオープンスペースなど、都市アセットを可変的・柔軟に利活用



公・民・学の多様な関係者が連携してまちのビジョンを共有

(イメージ)



スピーディーに「動く」

公園などまちなかでの社会実験の実施



デジタル技術・データを「使いこなす」

データを活用したシミュレーションや効果検証、デジタル技術による新たなサービス



Copyright © 2021 MLIT, Japan. All Rights Reserved.

デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会

○令和2年10月から3月にかけて、計6回の検討会を実施。その内容を踏まえ、令和3年4月に中間取りまとめを公表

官民の多様な主体によるビジョンの共有
“自然や景観・歴史文化” “人や企業のつながり・コミュニティ”などの地域資本の活用

都市アセットを最大限に利活用

都市アセットのポテンシャルを引き出す空間づくり



フォーカブル空間創出のための街路空間の再構築（松山市）



多様な人々の賑わいを生むための駅前広場の再整備（天理市）



民間と連携した公園のリノベーション・利活用（名古屋市）



旧温泉宿を活用したコワーキングスペースの設置（別府市）

使われていない土地や限られた空間の有効活用



土地区画整理事業で集約した空店舗等の救済の活用（彦根市）



立体空間を活用した緑・オープンスペースの創出（目黒区）



景観に配慮した空地の広場化（高山市）

公共空間の可変的・柔軟な利活用



街路空間におけるオープンテラスによる活用（沼津市）



災害時の公園での避難者への給水（熊本市）

デジタル技術を活用した都市サービスの提供



観光証受付・決済で手ぶら観光



避難所解・防災情報などの情報のリアルタイム発信



誰もがスムーズに自由に行けるモビリティ

まちなかでの社会実験



空き地を暫定利用した広場化の社会実験（横浜市）



自動運転技術を活用した公園での社会実験（奈良市）

まちづくりの担い手、プロセスの充実



データ活用の中核的な役割を担うまちづくり団体（柏市）



データによりまちの課題を可視化し、市民参加を充実（松山市）

データの整備・共有に向けたルールづくり



3D都市モデルの整備・活用



データプラットフォーム
地域の住民データ共有のルールづくり

Copyright © 2021 MLIT Japan. All Rights Reserved.

5. おわりに

本日お伝えしたかった事項

- 人口減少などの社会情勢の変化やニューノーマルに対応した今後のまちづくりにおいて、地域の自然・歴史・文化や観光資源等を磨き上げた「質の高い」景観まちづくりがより重要。
- 「質の高い」景観まちづくりのためには、地域の拠り所や顔となる場所を重点地区として、その区域に特化したきめ細やかかつ集中的な取組みが必要。
- 質の高い公共施設整備は景観形成のための重要な要素の一つ。そのためにも、景観重要公共施設制度を積極的に活用するよう検討いただきたい。
- 景観計画の策定は予期せぬ開発行為等に対する未然の抑止力としての働きが期待できる。

→ 都道府県及び市町村において景観計画の策定・改定をお願いします

- 国の予算や各種指針、参考資料の提供等、様々な支援策があります。
- 支援策等を効果的に組み合わせご利用ください。
- ご不明点はお気軽に本省あるいは地方整備局までお問合せください。